

- 第 7 議案第 8 6 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 8 7 号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第 8 8 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 1 0 議案第 8 9 号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 1 1 議案第 9 0 号 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 1 2 議案第 9 1 号 令和元(2019)年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 1 3 議案第 9 2 号 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 1 4 議案第 9 3 号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 1 5 議案第 9 4 号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 1 6 議案第 9 5 号 令和元(2019)年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 1 7 議案第 9 6 号 令和元(2019)年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 1 8 議案第 9 7 号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 1 発議第 1 1 号 閉会中の継続審査の申し出について

（午前 9 時 04 分 開議）

ただいまの、出席議員数は、13名で定足数に達しております。
 よって、令和元年第6回 玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
 それでは、本日の日程に入ります。
 本日の、議事日程は お手許に配布のとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
2番 渡邊 昌行 君
3番 谷口 和也 君
の2名を指名します。

○議案第81号ないし議案第82号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第2 議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定についてないし日程第3 議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、教育民生常任委員会 委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 渡邊 昌行 君

○教育民生常任委員会委員長(渡邊 昌行) 議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定について及び、議案第82号 玉城町育英基金条例の制定についての議案審査を、12月11日午前9時20分から第1委員会室において、町長、副町長および教育長並びに、関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び、審査結果をご報告いたします。

議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定について

委員から、支給額や支給対象者についての規定は明記されているが、支給人数に上限があるのか、また、第3条奨学生の資格の規定のうち、第4号「学業が優良で性行が善良であること」とあるが、学業が優良とは、どのような尺度で図られるのか、との質問に、教育委員会参与から、人数については、概ね10名で、規則で規定をしている。

また、学業が優良とは、中学校在学中の場合は、成績証明書(予定証明書)を提出いただく、また学校長の推薦が有ることで判断をしたいとの答弁がありました。

質疑後、本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(山口 和宏) 以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第81号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定については、委員長の報告

次に、議案第82号 玉城町育英基金条例の制定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第81号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第82号 玉城町育英基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第4 議案第83号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第4 議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題にします。

本議案については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 北 守 君

○総務産業常任委員会委員長(北 守) 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第83号玉城町森林環境譲与税基金条例の制定についての議案審査を12月11日午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び審査結果をご報告いたします。

議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定について

委員から、基金の原資と活動はいつから具体的にスタートさせるのか、また森林整備事業の有効性と効果についての質問に対し、産業振興課参与から、原資は歳入の譲与税で初年度である今年度分は令和元年度6月補正予算において譲与税191万2千円を計上した。また、住民への賦課は令和6年からで1,000円を徴収することになる。

活動のスケジュールについては、今後、玉城町の森の整備事業計画(案)を基に、基金を有効活用し、対象エリアの検討も含め整備を行っていく。

また事業の有効性と効果については、森の整備事業において涵養性、浸透性を持たせ、河川や、ため池などの防災面に活用できないかと考えている。との答弁がありました。

質疑後、本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(山口 和宏) 以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。
それでは、これより討論・採決を行います。
議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで、討論を終わります。
これから 議案第83号を、採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第5 議案第84号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第5 議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで、討論を終わります。
これから 議案第84号を、採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第85号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第6 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。

7番 中西 友子君

○7番(中西 友子) 議案85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての反対の立場で意見を述べます。

本案は議案第86号 一般職の給与に関する改正条例に伴い、町長、副町長、教育長も同様に引き上げ、改正しようとするものでありますが、町長においては就任以来、報酬の5%を自ら減額されています。一般職では生活給の給与引き上げですから、改正する必要があると思います。しかし報酬である3役については報酬減額されている状況で、人勸に基づく給与改正の必要はないと考え反対いたします。

○議長(山口 和宏) 次に賛成者の発言を許します。

4番 津田久美子君

○4番(津田久美子) ただ今の反対討論に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。人事院勧告は一般職職員の給与、その他の勤務条件の改善、および人事行政の改善に関するものであるということは理解しております。同時に特別職の職員についても、人事院勧告にもとづいて連動した形で考えていくという方針のもとに国はもとより三重県、その他の地方公共団体においても所要の改正が行われている現状です。玉城町においても昨年も同様の改正が可決されており、今回のその決定に沿って議案が提出されたものと理解しております。今回は12月3日の全員協議会において、説明を受けるという丁寧な取り扱いをされております。行財政改革の視点からの反対意見であればそれならば、議員も含めた特別職の報酬全体において議論すべきものであると考えます。景況感、官民比較併せて、人事院という中立の第三者機関の勧告で示された基準とした期末手当のみの一部改正であるという点で賛成をするものです。町長、副町長、教育長の三役におかれましては、職員のみなさんとともに町民のための町政運営により一層邁進されるようお願い申し上げます、以上のことから、議員各位におかれましても、常識あるご判断をお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 他にありませんか。

これで、討論を終わります。

これから 議案第85号を、採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第86号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第7 議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第86号を、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第87号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第8 議案第87号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第87号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第88号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第9 議案第88号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第88号を、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第88号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第89号から議案第97号

○議長(山口 和宏) 次に、日程第10 議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし日程第18 議案第97号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 坪井 信義 君

○予算決算常任委員会委員長(坪井 信義) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各会計補正予算の議案について委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第89号 令和元年度 玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし、 議案第97号 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) について9件の議案審査を12月11日午前9時40分から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び結果をご報告いたします。

まず、議案第89号 令和元年度玉城町一般会計補正予算(第3号) について、歳入18款：寄附金の補正において、本年度6月から、ふるさと応援寄附金の返礼品の割合、いわゆる還元率を30%以下にするとされたことへの対応状況と事業の収支分析、22款：町債補正における、組み換え補正の内容を審査いたしました。

続いて、歳出補正3款：民生費 2項：児童福祉費 1項：児童福祉総務費 15節：工事請負費 いなほの郷児童クラブの増築工事請負費 8百61万8千円の追加補正について、当該工事の変更内容及び、工事請負契約の方法等、事業執行における計画性などを求める意見がなされました。

また、8款：土木費 2項：道路橋梁費 2項：道路維持修繕費及び、2項：都市計画費 1項：都市計画総務費における委託料の減額補正について、町道及び水辺の楽校等、町管理施設の除草・清掃作業の定期的な実施など、安全性と景観に配慮した適正な維持管理を求める意見がなされました。

このほか、全体を通して、補正内容の詳細及び、事業概要の再確認等の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 令和元年度 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてないし議案第91号 令和元年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）についての審議は、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 令和元年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、補正内容の詳細及び事業概要の再確認等の質疑がありましたが、採決の結果、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 令和元年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてないし議案第95号 令和元年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）についての議案審議は、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 令和元年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、補正予算の対象となっている特定処遇改善加算導入に伴う、介護職員の処遇改善のほか、人材確保の取り組みについて意見、議論がなされましたが、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号 令和元年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）についての議案審議は、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(山口 和宏) これで、予算決算常任委員会委員長の報告は、終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は、省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第89号 令和元(2019)年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)について

討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第89号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第11 議案第90号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第90号 令和元(2019)年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第90号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第90号 令和元(2019)年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第12 議案第91号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第91号 令和元(2019)年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)について、

討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第91号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第91号 令和元(2019)年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第13 議案第92号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第92号 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、
討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第92号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第92号 令和元(2019)年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第14 議案第93号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第93号 令和元(2019)年度 玉城町介護保険特別会計

補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第93号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第93号 令和元(2019)年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第15 議案第94号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第94号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第94号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第94号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

まる

○日程第16 議案第95号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第95号 令和元(2019)年度 玉城町水道事業会計補正

予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第95号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第95号 令和元(2019)年度 玉城町水道事業会計補正予算(第2号)は委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第17 議案第96号

○議長(山口 和宏) 次に、議案第96号 令和元(2019)年度 玉城町介護老人保健施設

事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第96号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第96号 令和元(2019)年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○日程第18 議案第97号

○議長(山口 和宏) 次に、議案○次に、議案第97号 令和元(2019)年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第97号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第97号 令和元(2019)年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前9時38分休憩)

(追加日程を配付する。)

(午前9時40分再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。

これより、追加議案の審議を行います。

追加日程第1 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。
議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。
したがって、令和元年 第6回 玉城町議会定例会を閉会したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これで、令和元年第6回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

○議長(山口 和宏) 町長 辻村 修一 君

○町長閉会の挨拶

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会提案のすべての議案について承認を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

また、会期中、貴重なご意見、今後の町政推進に生かさせていただきたいとこのように
思っておる次第です。

令和スタートしてか月、もう間もなく新年を迎えるわけなんですけど、どうぞ議員の皆様
におかれましても、ご健勝にて新しい年を迎えられ、そして、来年は村山龍平翁生誕 170
年、玉城町政65年を迎える節目の年でもございます。どうぞ引き続きご支援賜りますこと
をお願い申し上げます。

○議長閉会の挨拶

○議長(山口 和宏) 閉会にあたり一言お礼申し上げます。

本定例会に附議されました議案すべてを慎重なる審議採択させていただきました。

これはひとへに議員各位の日頃からしっかりと議員活動の賜物だと思っております。

また参与におかれましては、この議会終わると、もう半月で新年を迎えます。

また令和2年が新たに始まるわけでございますけど、町長はじめとする皆様、また2年度
に向けてしっかりと邁進していただきますようよろしくお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、だんだん冷えてくる時期でございます。十分ご自愛
いただき、新年を迎えていただきたいと思います。

ご苦勞様ございました。

(午前9時43分閉会)